

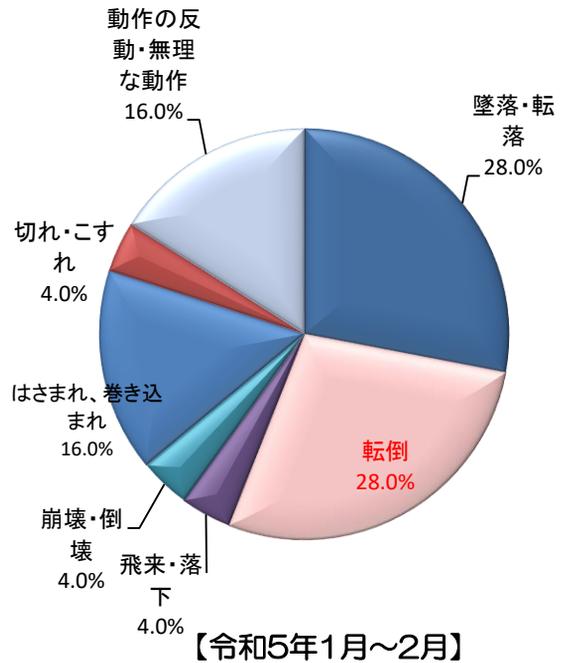


冬季の転倒災害が大幅に減少しました！！

昨年、一昨年は冬期間(12月～2月)の休業4日以上¹の転倒災害が多発し、特に駐車場における転倒災害が増加しましたが、令和4年度は降雪が少ない影響はありつつも、皆様方の転倒災害防止の結果、転倒災害による休業災害が大幅に減少し、特に**駐車場での転倒が昨年度31件から6件(速報値)**と大幅に減少しました。ありがとうございました。転倒災害に係る教育など労働者への意識付けが重要ですので、引き続き転倒災害防止の取り組みをお願いします。

業種	発生前	令和5年2月末(速報値)			
		令和4年同期	死傷(死亡)	前年同期比	増減率
全産業		50	25	25	-50.0%
製造業		11	4	7	-63.6%
鉱業		1	0	1	-100.0%
建設業		6	3	3	-50.0%
土木工事業		4	1	3	-75.0%
建築工事業		1	1	0	-
その他建設業		1	1	0	-
陸上貨物運送事業		8	4	4	-50.0%
林業		0	2	2	-
商業		9	5	4	-44.4%
接客娯楽業		2	3	1	50.0%
保健衛生業		7	3	4	-57.1%
医療業		0	1	1	-
社会福祉施設		7	2	5	-71.4%

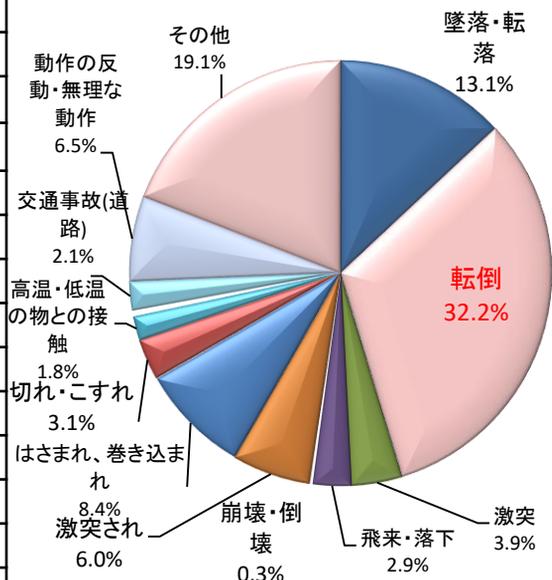
【災害の傾向(事故の型別)】



令和4年の労働災害発生状況(全期:1月～12月)

業種	発生前	令和4年12月末(速報値)			
		令和3年全期	死傷(死亡)	前年同期比	増減率
全産業		313(1)	386(1)	78	25.3%
製造業		78	73	4	-5.2%
鉱業		1(1)	2	2	-
建設業		35	44(1)	8	22.2%
土木工事業		13	20(1)	7	53.8%
建築工事業		11	19	8	72.7%
その他建設業		11	5	7	-58.3%
陸上貨物運送事業		48	43	5	-10.4%
林業		6	4	2	-33.3%
商業		42	47	6	14.6%
接客娯楽業		21	14	6	-30.0%
保健衛生業		42	106	64	152.4%
医療業		11	42	31	281.8%
社会福祉施設		31	64	33	106.5%

【災害の傾向(事故の型別)】



※新型コロナウイルス感染症により患者も含まれます。

職長とは、実際に生産作業が行われる第一線において、労働者を直接指導・監督する立場にある責任者です。

職長が作業場の安全衛生や災害防止についての確かな知識を有し、しっかりリーダーシップをとって現場のマネジメントを行うとともに、機械設備等の不安全な状態、労働者の不安全な行動を解消していくことが、労働災害の発生を防止するために必要不可欠なものです。

令和5年4月1日より、これまで職長教育の対象外の職種であった「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を新たに対象業種とする法改正が施行されます。

新たに対象業種となった事業場においては、対象者の選定、教育計画等をしっかり検討し、必要な教育の漏れが生じないように留意してください。

また、安全管理のレベルアップ及び過重労働防止の観点から、担当を補佐する職員への教育をおすすめしています。



働き方改革を進めるために、自動車運転者の改善基準告示が改正されます！

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」について、過労死等の防止の観点から見直しを行い、2024年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

トラック運転手については1年の拘束時間が原則3300時間(最大3400時間)に、1か月の拘束時間は原則284時間(最大310時間)に、1日の休息時間は継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

タクシー、ハイヤー運転手については、日勤の1か月の拘束時間が288時間に日勤の休息時間が継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

バス運転手について1年の拘束時間は原則3300時間(最大3400時間)に、1か月の拘束時間は原則281時間(最大294時間)に、1日の休息時間が継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

なお、署では荷主への要請も行っておりますが、手待時間の削減取組へ御理解の上、対応をお願いします。



✓ ✓ ✓ **必ずチェック！最低賃金！** ✓ ✓ ✓
～宮城県特定(産業別)最低賃金が改定されました～

宮城県特定(産業別)最低賃金が、令和4年12月15日に改定されました。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます！

宮城県特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日
鉄鋼業	983円	令和4年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	
自動車小売業	946円	

※適用される業種・産業分類は、日本標準産業分類によります。

宮城県特定(産業別)最低賃金には、適用除外労働者についての定めもあります。

適用除外労働者に該当する場合には、宮城県最低賃金(時間額883円)が適用されます。

詳細についてのお問合せは、古川労働基準監督署監督課(0229-22-2112)まで。

宮城県最低賃金は、
時間額

883円

(令和4年10月1日～)

こちらも一緒に✓!
守ろう、最低賃金!



最低賃金制度の
マスコット
チェックマン